

令和7年9月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和7年9月24日（水） 開会 午後0時59分
閉会 午後1時13分

場所 第2委員会室

出席委員 関根信明委員長

須賀昭夫副委員長

渡辺大委員、吉良英敏委員、小久保憲一委員、新井一徳委員、小谷野五雄委員、
野本怜子委員、小川寿士委員、萩原一寿委員、石川忠義委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]

岸田正寿福祉部長、鈴木康之福祉副部長、山口達也地域包括ケア局長、
尾崎彰哉こども政策局長、茂木誠一福祉政策課長、
山崎高延こども支援課長、多久島康寿こども安全課長、
西山幸範こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]

鈴木久美子疾病対策課長

[総務部]

水書潤学事課長

[教育局]

松本光司人権教育課長、我妻卓哉特別支援教育課長、
山川喜葉義務教育指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
議第41号	埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

新井委員

今回の条例改正であるが、児童福祉法等の改正に伴って必要とされる、規定の整理であると思われる。今回、条例の改正によって、どのような現場で影響が生じるという想定をしているのか。

荒木議員

今回、新たに創設された幼保連携型認定こども園や幼稚園の職員等による虐待に関する通告や、精神科病院の業務従事者による虐待に関する通報等についても、第13条の「通告や通報等を行いやすい環境整備」や、第15条の「虐待を受けた児童や障害者の安全の確認を行うための措置」など、県が行う環境整備や安全確認のための措置の対象となっている。そのため、執行部においては、新たに対象となる施設においても、虐待を発見した者にとって、通告等を行いやすい環境の整備や安全確認の早期対応、こうしたものに適切に取り組んでいただきたいと考えている。

新井委員

今言ったような答弁の中で、第13条のところで、通告、通報を行いやすい環境整備ということを今言っていたが、これ具体的に、どのような環境整備ということを想定されているのか。

荒木議員

埼玉県虐待禁止条例の制定時においては、例えば、虐待に関する統一ダイヤルの導入などを想定していた。現行の条例に基づいて、平成30年に埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」が開設されるなど、通告、通報、届出及び相談の環境の整備が図られているものと認識している。今回の条例改正によって、新たに通告等の適用対象となる施設においても、従来から本条例の適用対象として環境整備が図られてきた施設等の例を踏まえて、通告、通報、届出及び相談の環境の整備等が図られるものと考えている。

萩原委員

今回の条例改正は、急施での議案ということであるが、本来であれば一定の時間をとって慎重に審議を行うべきというふうに考える。さきの6月定例会で提案すべきではなかったかというふうに考えるが、その点について答弁を伺う。

荒木議員

御指摘のとおり、令和7年3月に児童福祉法等の一部改正法案が閣議で決定をされ、同年4月に成立したことを踏まえれば、令和7年6月の定例会で提案をし、慎重な審議を行うことが望ましかったと考えている。一方で、条例の規定の整理によって生じる条例全体の影響や、条例改正後に見込まれる運用等の検討、他の自治体の条例改正の状況の調査などに時間を要したため、令和7年6月の定例会の提案には間に合わず、今定例会の提案となったものである。埼玉県虐待禁止条例は、議員提案により成立した条例ではあるが、その運用は執行部が行っており、執行部との確実な連携において、今後改善を要する事項と考えている。

小川委員

先ほどの新井委員との質疑応答に関連して、私からも本条例案改正による13条と15条の影響について伺う。先ほど、答弁の中で、埼玉県虐待通報ダイヤルを開設された点についての答弁があった。また、精神保健分野においても、ちょうどこの昨年4月1日からこの法律が施行されており、先月8月28日に、県が令和6年度の精神科病院における障害者虐待の状況について公表がされていると承知をしている。この精神保健分野についても、精神科病院における精神虐待通報窓口が既に設置をされているというふうに承知をしている。そしてこれは、国会の児童虐待防止法に関連する審議の中でも大変議論されていたのが、現行条例にもある13条の3の部分で、「県は、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届出又は相談を行った者に不利益が生じることがないように、その保護について必要な配慮をしなければならない。」と、この規定の部分だというふうに私も承知している。今回の条例改正による、この13条、15条における影響の中でも、この13条の3について、提案者としてどのような思いがあるのか、是非お聞かせいただきたい。

荒木議員

例えば、児童虐待については、令和6年度の通告の対応件数が15,781件と高い水準で推移をしている。また、障害者虐待に関する通報、届出件数も増加を続けている中で、法改正によって、通告や通報等の対象となる施設も増え、通告や通報等の件数もより増加することが想定されている。そのため、通告、通報等の環境整備や早期対応については、これまで以上に重要な施策になると考えている。したがって、私ども提案者としては、県の対応の在り方として、施設を含めた関係機関や市町村など、地域のネットワークの連携の構築、また、更なる強化を図り、児童等虐待から守るための体制を社会全体として整備していくことが必要であると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし